

総社市職員コンプライアンス条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第9号

総社市職員コンプライアンス条例施行規則の一部を改正する規則

総社市職員コンプライアンス条例施行規則（平成26年総社市規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（コンプライアンス外部委員会の組織及び運営）</p> <p>第2条 略</p> <p>2～8 略</p> <p><u>9 外部委員会の事務局は、総務課に置く。</u></p> <p>（コンプライアンス推進会議の組織及び運営）</p> <p>第3条 略</p> <p>2～8 略</p> <p><u>9 推進会議の事務局は、総務課に置く。</u></p> <p>（公益通報に係る調査）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 外部委員会及び推進会議は、条例第15条第1項に規定する公益通報者（以下「公益通報者」という。）の秘密を保持するため、<u>当該公益通報者を特定させるものを漏らしてはならない。</u></p> <p><u>3 条例第15条第4項に規定する公益通報対応業務従事者は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の規定を遵守するとともに、正当な理由がなく、公益通報者を特定させるものを漏らしてはならない。</u></p>	<p>（コンプライアンス外部委員会の組織及び運営）</p> <p>第2条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>（コンプライアンス推進会議の組織及び運営）</p> <p>第3条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>（公益通報に係る調査）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 外部委員会及び推進会議は、条例第15条第1項に規定する公益通報者（以下「公益通報者」という。）の秘密を保持するため、<u>公益通報者が特定されないように努めなければならない。</u></p>

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。